

公の施設(指定管理者施設)のあり方検討調査表

施設名	愛媛県障害者更生センター
-----	--------------

1. 施設の概要

所在地	松山市道後町2丁目12番地11号	所管課	障害福祉課
設置年月	昭和58年10月1日 (施設設置後 25 年 6 月経過(平成21年4月1日時点))		
指定管理者名	社会福祉法人 愛媛県社会福祉事業団	県の出資額 (出資割合)	10,000 千円 (100.0 %)
施設の内容	宿泊室(和室4人6室、洋室2人3室、和室14人1室、和室11人1室、和洋室5人1室)、大広間、会議室、娯楽室、食堂、厨房、喫茶コーナー、ロビー、温泉大・中浴場、家族浴室、身体障害者用トイレ、職員用トイレ、事務室、支配人室、フロント		
	施設の規模・構造等	[敷地面積] 2,268.47 m ² [延床面積] 5,510.00 m ²	[構造] 鉄筋コンクリート造り 2階建
	入居する機関・団体名		

2. 施設設置の経緯等

施設設置の経緯	昭和55年9月に答申された総合福祉センター調査研究委員会報告をうけて、県は在宅福祉、地域福祉を基本として、心身障害者等に対し、各種相談、医学的判定、機能判定、診療、リハビリテーション、生活訓練、職業訓練等に応じるとともに教養の向上、スポーツ、レクリエーション等に必要な総合的機能を備えた利用施設の整備を図るべく、総合福祉センター整備計画を作成した。当施設はその計画の一環として整備されたものである。折りしも国際障害者年である昭和56年に向け、厚生省が在宅障害者の福祉サービスへの需要の変化に対処し、その社会参加を一層促進するため障害者更生センターの整備を図ることとし、「障害者更生センター設置運営要綱」を定め各都道府県に通知した。その要綱に定められる立地条件として、「環境、交通等の地理的条件、利用の将来性等を考慮し、障害者の効果的な利用が確保できるものと認められる景勝地、温泉地等に設置するもの」とされた。松山は日本でも屈指の保養地である道後温泉を誇る温泉地であることから要件に該当し、昭和57年から58年にかけて建設、設置された。		
根拠法令等 又は関連する 計画・構想等	身体障害者福祉法 身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準		
施設設置に係る 総事業費	637,444 千円		

3. 施設の目的及び効果等

<p>施設設置の目的等 (手段と意図)</p>	<p>手段(どうすることにより・何を提供することにより)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者が安心して利用できる入浴・宿泊、レクリエーション、休養のための施設等を提供する。 ・ 道後温泉と近接している立地の優位性を生かして、一般利用者への入浴・宿泊、休養施設を提供する。 ・ 会議室の提供 ・ 喫茶コーナーでの喫茶の提供(喫茶の運営は更生訓練校に委託) ・ 飲食及び宴会の提供 ・ 障害者施設の授産製品の販売 ・ 視覚障害者コンサート等のイベントの開催 ・ 関連施設及び地元趣味サークルによるロビー展の開催 <p>意図(どのような状態にしたいのか)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者が気軽に安心して外出や旅行ができるような環境を創造する。 ・ 一般客にも利用してもらい、地域に開かれた福祉施設としての役割を果たす。 ・ 障害者やその家族相互あるいは障害者と一般利用者の交流を促進する。 ・ 障害者の健康増進と社会参加の促進を図る
<p>施設設置の効果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成19年度実績で、3,654人の宿泊室の宿泊利用があり、そのうちの1,812人が障害者であり、障害者が安心して宿泊することに大きな効果が上がっている。 ・ 平成19年度実績で、487人の宿泊室の休憩利用があり、障害者が安心して休憩することに大きな効果が上がっている。また、2,302人の障害者の入浴利用があり、障害者専用入浴施設が好評を得ている。 ・ 平成19年度実績で、一般入浴客が12,204人、230回の宴会利用があり、計38,662人が利用し、地域に開かれた福祉施設として障害者と健常者の交流を促進している。

4. 施設を取り巻く環境の変化

<p>施設設置当初と比べた環境の変化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設設置当初は、障害者専用の宿泊・休養施設として活発に利用されたが、民間宿泊施設の増加やバリアフリー化などにより競争が激化したこともあり、設立当初に比べると宿泊者数は減少してきている。 ・ 一般入浴を開始したことや喫茶利用者が大幅に増加したことは、当施設が近隣住民と障害者の「いいと交流の場」になってきつつあることを物語っている。 ・ 施設設置後25年が経過し、施設の老朽化が進んできているのは否めない。
<p>今後予想される環境変化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 客室にトイレが設置されていないことやシングルルームがないことなどの施設固有の事情が、時代の変化とともに宿泊客のニーズとずれが生じてきている。 ・ バリアフリー新法の施行や国民の障害者に対する理解の向上により、今後さらに民間宿泊施設のバリアフリー化は進むものと考えられる。

5. 施設の利用状況

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度(見込)	参考事項
利用者数の推移 (人)	11,898	33,242	42,151	51,741	52,000	
利用料金収入の推移 (千円)	10,919	13,598	12,577	12,324	12,000	
施設内容の利用率 (19年度実績ベース)	施設の内容		年間利用率等		左記利用率等の算出方法等	
	・宿泊室		16.7% 障害者利用率		【内訳】 年間宿泊者数 (3,654人) 障害者数 1,812人 年間宿泊者定員 (21,900人) 1,842人	
	・第一会議室		49.6% 19.7% 障害者利用率		年間会議室利用回数 (72回) 年間会議室利用可能回数 (365回)	
	・休憩		21.4% 障害者利用率		障害者 104人 一般 383人 計487人	
	・入浴		15.9% 障害者利用率		障害者 2,302人 一般 12,204人 計14,506人	
	・喫茶		34.2% 障害者利用率		障害者 3,940人 一般 7,558人 計11,498人	
	・宴会		37.3% 障害者利用率		障害者 2,038人 一般 3,426人 計5,464人	
	・会議		32.7% 障害者利用率		障害者 997人 一般 2,056人 計3,053人	
利用の傾向等	「施設の設置目的に対する実際の利用状況」の視点					
			目的内	目的外		
	割合	約 100 %	約 0 %			
障害者の宿泊、一般県民との交流などすべて目的に合致したものである。						
「特定の地域や団体等への偏りの有無」の視点						
		県内			県外	
		東予	中予	南予		
割合	約 5 %	約 5 %	約 20 %	約 70 %		
宿泊利用者については、上記のとおり県外客が多い。そのほか、宴会や入浴についてはほとんど中予である。						

6. 行政サービス水準の確認

他県(中四国各県)における同種又は類似の施設設置状況	県名	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	高知	
	県立の同種又は類似施設の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	
	(有の場合) 施設名									
	管理運営体制 (直営・指定管理)									
	参考事項									
県内の類似・代替施設等の設置等の状況	県立施設等	無			市町立施設等	無			民間施設等	ホテル・旅館等宿泊施設
上記内容を踏まえた上で現在の行政サービス水準に関する考察	<p>基本的に当施設は、障害者が安心して宿泊できる施設であると同時に愛媛県の誇る道後温泉の入浴や観光をも楽しめる施設である。県都の中心部に良質で伝統ある温泉地があることは全国的にも稀であり、中四国各県の状況をみてもそのような例はない。であればこそ、愛媛県内はもとより中四国ひいては全国から障害者が旅行を楽しみ、又は県外から来た障害者との交流を深めるための必要不可欠な施設となっている。近年では温泉旅館やホテルのなかでも障害者用の客室等を用意している宿泊施設も出てきているが依然少数のキャパシティーしかなく、友輪荘に代替する機能は臨むべくもない。以上のように障害者のための貴重な宿泊施設としての必要性が非常に高いのは言うまでもないが、障害者の宿泊事業は不採算であるがゆえにその運営を維持、継続するためには県の関与が必要不可欠である。</p>									

7. 施設の運営コスト

区分	施設の管理運営に要した経費 合計		左 記 の 積 算	
(施設設置～) H16まで	約	1,400,000 千円	(平均的な 年間経費)	約 70,000 千円 × (経過 年数) 20 年
年度	委託料(千円)	そ の 他 、 施 設 の 管 理 運 営 に 要 す る 費 用		
		合計金額(千円)	左記の内訳及び項目ごとの金額(千円)	
H17 (予算額)	43,046	74	保険料(火災、自動車)	74
			年度末修繕費用等	0
H18 (協定額)	35,000	9,350	保険料(火災、自動車)	74
			年度末修繕費用等	9,276
H19 (協定額)	33,257	1,103	保険料(火災、自動車)	105
			年度末修繕費用等	998
H20 (協定額)	31,596	2,930	保険料(火災、自動車)	63
			年度末修繕費用等	2,867

8. 施設が廃止された場合(「“県立”でなくなった場合」を含む)の県民生活への影響

- ・ 県内の障害者及びその家族が安心して宿泊できる施設がなくなることによる愛媛県の障害者に対するサービスの低下は免れない。また、既にできあがっている障害者のコミュニティーが崩壊する恐れがある。
- ・ 県立でなくなった場合は、民間資本のホテルとして宿泊施設は継続できる可能性は低く、不採算部門である障害者専用の宿泊施設としての機能は大幅に低下することが必至である。

9. 施設の見直しに当たっての課題等

- ・ 主として障害者が利用する施設であり見直しに当たっては障害者等と充分協議する必要がある。